

諮問第137号

但馬海区漁業調整委員会

するめいか及びくろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、するめいか及びくろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき、諮問します。

令和3年3月4日

兵庫県知事 井戸 敏

